

第2章 国際部

第1節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業趣旨

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出拡大のチャンスが増大している。

このような中、政府は平成25年までに輸出額を1兆円規模にするという目標を掲げ、農林水産物等の輸出促進に取り組んでいる。

農林水産省においては、輸出額1兆円の目標達成に向け、平成19年5月に開催された「農林水産物等輸出促進全国協議会総会」において了承を得た「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、①輸出環境の整備、②品目別の戦略的な輸出促進、③意欲ある農林漁業者等に対する支援、④日本食・日本食材等の海外への情報発信の取組を進めている。

平成20年6月に開催された「農林水産物等輸出促進全国協議会総会」においては、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が改訂され、了承を得た。

(2) 事業内容

平成20年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

ア みなぎる輸出活力誘発事業

農林漁業者等の輸出活力を誘発するため、品目ごとの輸出実行プランを普及するとともに、他の農林漁業者等にとって見本となる先進的な取組の確立を支援した。

（予算額 79,248千円）

イ 農林水産物貿易円滑化推進事業

輸出の円滑化を推進するため、個々の品目に係る市場実態等調査、海外貿易情報の収集等を行った。

（予算額 93,571千円）

ウ 農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備

我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を

図るため、品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援した。

（予算額 57,936千円）

エ 活きた輸出情報ネットワーク構築事業

農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者等から活きた輸出情報を収集するためのネットワークを構築するため、国内における展示・商談の場や情報収集の場の提供等を行った。

（予算額 60,963千円）

オ 農林水産物等海外販路創出・拡大事業

農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援するため、海外における展示・商談の場の提供、海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置等を行った。

（予算額 499,656千円）

カ 農林水産物等輸出促進支援事業のうち農林水産物等輸出促進対策

明確な目標を設定した農林漁業者等による戦略的な輸出の取組を促進するため、貿易実務経験や専門的知見を有する者（輸出プロモーター）の活用、海外における農林水産物・食品の広告宣伝等を総合的に支援した。

（予算額 600,000千円）

キ 日本食・日本食材等海外発信事業

日本食・日本食材等の魅力を海外に発信するため、外国人オピニオンリーダー等に対する旬の高品質な日本食・日本食材等の提供、海外に日本食・日本食材等や日本食文化の魅力を伝えるPRイベント等の開催、マスメディアを活用した各種広報活動等を実施した。

（予算額 365,988千円）

ク 海外日本食優良店調査・支援事業及び農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業

海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げるため、海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援した。

（予算額 227,010千円）

ケ 農林水産物等輸出促進緊急対策のうち活きた輸出

情報ネットワーク構築事業

農林水産物・食品輸出促進研修会を開催し、農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者から活きた輸出情報を収集する機会を提供するとともに、展示・商談会を開催し農林漁業者等が生産した農林水産物等を国内外のバイヤーにアピールする機会を提供した。

(予算額 52,000千円)

コ 農林水産物等輸出促進緊急対策のうち農林水産物等海外販路創出・拡大事業

海外の展示・商談会や常設店舗に合わせてフェアの開催等を行い、日本の農林水産物等の品質を PR した。

(予算額 100,000千円)

2 関税（平成21年度当省関係品目の改正概要）

(1) 平成21年度の関税改正の経緯

平成21年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成19年4月20日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成20年9月30日、12月2日及び12月9日の関税分科会での審議を経た後、12月12日の関税分科会で答申された。不当廉売関税等の特殊関税制度・手続に関しては、濫用防止や規律強化、調査手続の透明性・予測可能性の向上、調査当局による調査事務の円滑化・効率化等を勘案し、国民経済全体としてバランスのとれた制度運営を図る必要があるとの観点から、関税分科会企画部会の下に、特殊関税制度に関するワーキンググループが設置され、平成20年4月25日、5月29日、6月16日、8月5日及び10月22日の計5回の検討後、11月19日に当該グループ報告書が取りまとめられた。この報告書は12月2日の関税分科会で報告及び審議がされた後、平成21年度の関税改正として、不当廉売関税等の特殊関税制度について、調査の迅速化、手続の透明性の向上等のための見直しを行うことが前述の答申に盛り込まれた。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」が閣議に付され、平成21年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

(ア) 平成21年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫

定税率について、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。

(イ) 平成21年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、平成21年度においても過去3年と同様に、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量が平成20年度の輸入実績による発動基準数量を下回る場合には、平成20年度の輸入実績による）。

イ 特惠関税に係る改正

(ア) 特惠適用国の所得水準、適用対象品目に係る国際競争力、国内産業への影響等を勘案し、以下のとおり改正を行った。

- ① サウジアラビアについて、特惠適用対象国から除外。
- ② 関税定率法別表第1604.19号に掲げる調製したその他の魚（うなぎのものと及び節類以外のものに限る。）、同表第1605.90号の二の（三）に掲げる調製したその他のもののうち軟体動物のもの（あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。）について、国別・品目別特惠提供除外措置を適用

(イ) 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準について、運用面における一層の透明化を図るため、特惠適用を除外する際の要件として、本邦において当該物品と用途が直接競合する物品の国内生産の事実が認められること並びに特惠関税適用による当該物品の生産及び使用等に関する本邦の産業に与える影響を把握できることを明記。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度（注）により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大された。その後、平成15年度改正において酒類用原料アル

コール製造用アルコールが本制度の適用対象外とされ、全体で20品目（うち農産品は18品目）となった。平成20年度改正において蚕糸対策の一環として新たに生糸が関税割当対象とされたことから、農林水産省所管の対象品目のうち、「繭」が「繭及び生糸」に変更された（農林水産省所管の対象品目数は変更なし）。平成21年度においては、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。（表1参照）

（注） 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限

り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

表1 平成21年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目（従来品目）

（単位：トン）

品 名		関税割当数量		現行税率	
		20年度	21年度	1次税率	2次税率
ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）		66,700	60,300	無税	29.80%
とうもろこし	コーンスターチ用	4,225,400	4,222,300	無税	50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率
	単体飼料用（丸粒）	323,800	348,900		
	特定物品製造用（コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒用）	76,600	79,700		
	その他用	165,900	143,300	3%	
麦芽		546,600	556,300	無税	21.30円/kg
糖みつ（アルコール製造用）		10,000	10,000	無税	15.30円/kg
無糖ココア調製品（チョコレート製造用）		17,200	15,600	無税	21.30%
トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ等製造用）		38,200	36,900	無税	16%
パイナップル缶詰		46,500	44,800	無税	33円/kg

2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

（単位：トン）

品 名		関税割当数量		現行税率	
		20年度	21年度	1次税率	2次税率
その他の乳製品（全乳換算）		133,940	133,940	12%、12.5%、21%、25%、35%	21.3%+54円/kg、21.3%+114円/kg、21.3%+635円/kg、21.3%+1,199円/kg、23.8%+679円/kg、23.8%+1,159円/kg、29.8%+396円/kg、29.8%+400円/kg、29.8%+582円/kg、29.8%+679円/kg、29.8%+915円/kg、29.8%+1,023円/kg、29.8%+1,155円/kg、29.8%+1,159円/kg
脱脂粉乳	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、35%	396円/kg、425円/kg、21.3%+396円/kg、21.3%+425円/kg、29.8%+396円/kg、29.8%+425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、425円/kg
無糖れん乳		1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、25.5%+509円/kg
ホエイ等	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ（配合飼料用）	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等（乳幼児用調製粉乳製造用）	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+425円/kg、29.8%+679円/kg、29.8%+687円/kg、29.8%+1,023円/kg

バター及びバターオイル		581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg
雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）		120,000	120,000	10%	354円/kg
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品		163,500	157,000	無税、 16%、 25%	119円/kg
落花生		75,000	75,000	10%	617円/kg
こんにゃく芋（荒粉換算）		267	267	40%	2,796円/kg
調製食用脂	ニュージーランドを原産地とするもの	11,550	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
繭及び生糸（生糸換算）		1,809	1,548	無税	2,523円/kg（繭）、 6,978円/kg（生糸）

（注）１．「関税割当数量」欄の斜体数字は、上期及び下期に分けて割当数量を定めることとされている品目である。

２．脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「２次税率」には、農畜産業振興機構（ALIC）が徴収するマークアップが含まれる。

第 2 節 対外経済関係

1 WTO（世界貿易機関）

（1）WTO 協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が 7 回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド（UR）が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日に WTO 協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関（WTO）が設立された。

WTO 協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書 1～4 からなり、農林水産関係では、附属書 1 に農業協定、動植物検疫を規律する SPS 協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定（以下「補助金協定」）などが含まれる。

（2）各委員会の主な活動

これらの協定に対応して WTO には各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS 委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第 18 条に基づき、加盟各国の UR 約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2008 年度は 3 回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000 年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行わ

れている。

イ SPS 委員会

SPS 委員会は、SPS 協定第 12 条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2008 年度は 3 回開催された。本委員会においては、ア．貿易上の関心事項についての質疑応答、イ．特別かつ異なる待遇（S&D）の実施、ウ．透明性に関する規定の実施、エ．地域主義（協定第 6 条）に関する議論等が行われた。

ウ 貿易と環境委員会（CTE）

CTE においては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的な取組等について、情報を共有化する作業を続けており、2008 年度は 11 月に開催された。また、CTE 特別会合では、WTO ルールと既存の「多国間環境協定（MEA）」が規定する特定の貿易義務（STO）との関係、環境物品及びサービスの関税撤廃等について交渉が行われている。

（3）WTO 閣僚会議

WTO 閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として 2 年に 1 回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTO が発足して以来 4 回目の閣僚会議が、2001 年 11 月にカタル国ドーハにおいて開催され、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国間の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達透明性及び貿易円滑化の4つの議題）を契機に合意が得られないまま終了した。

6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港において開催され、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。農業分野については、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、各国の意見の収れんがみられた内容について整理された。また、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が包括的な譲許表案を提出するとのスケジュールが合意された。

我が国は、途上国の開発問題に対する貢献として、同閣僚会議に先立って「開発イニシアティブ」を策定し、後発開発途上国に対して原則として無税無枠の措置等を供与することを表明し、高い評価を受けた。

なお、その後、香港閣僚宣言を踏まえてモダリティ確立を目指して集中的な議論が行われたが、以下(4)で述べるとおり、2006年4月末までには各国の意見は収れんせず、モダリティを確立することはできなかった。

(4) WTO 交渉

ア 農業交渉

農業交渉に関しては、2000年3月の開始以降多くの交渉提案が提出され、我が国も「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO 農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月に WTO 事務局へ提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議も先進国と途上国の対立等を背景に決裂した。

その後、2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立した。

2005年9月に入ると、新たに就任した WTO 事務局長と農業交渉議長のもとで議論が進められ、10月には、我が国を含む食料輸入国で構成される G10、ブラジルやインド等の途上国で構成される G20、

EU、米国等から、関税削減率等の数字を含む具体的な提案がなされた。また、我が国は、米国、EU、ブラジル、インド、豪州からなる G6の枠組みに参加し、閣僚レベルでのモダリティ確立に向けた議論に積極的に参画した。

2005年12月に香港で開催された第6回 WTO 閣僚会議では、香港閣僚宣言が採択され、2006年4月末までにモダリティを確立するとともに、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。なお、交渉の過程において我が国が提唱した「開発イニシアティブ」は、香港閣僚会議でも高く評価された。

2006年1月にスイスのダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することを確認し、同年2月以降、G6を中心に交渉が行われたが、米国が国内支持、EU・我が国が農業の市場アクセス、ブラジル・インド等の途上国が非農産品市場アクセスについて困難を抱えつつ、互いに攻撃しあうといった「三すくみ」の状況が続いたため、期限までのモダリティ確立には至らなかった。

そのような中、事務レベルでは5月から6月にかけて農業交渉議長の下で集中的な議論が行われ、G6をはじめとする一連の閣僚級会合等では、6月に提示された議長モダリティ案に基づき集中的な議論が行われたが、主要国間の見解の隔たりは大きく、モダリティ確立には至らなかった。さらに、7月中旬の G8サミット首脳会議（サンクト・ペテルブルグ）における、今後1ヶ月以内にモダリティを確立すべく各国が柔軟性を示すべきとの首脳レベルの方針を受けて急遽開催された G6閣僚会合においても、各国の見解の隔たりは縮まらず、全分野の交渉を中断するとの結論に至った。

その後、2007年1月にスイスのダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合で、交渉の本格的再開という政治的意志が示され、主要国間の非公式協議を中心とした議論が再開された。

再開後主要国を中心に、市場アクセス、国内支持、輸出競争の各分野で事務レベルでの議論が続けられた後、4月、5月の二度にわたり、議長テキスト作成のたたき台として、個別論点毎の着地点を示した議長ペーパーが提示され、同年7月には、モダリティ案に関する議長テキストが提示された。市場アクセスでは、階層毎の関税削減率、重要品目の数及びその取扱いについて括弧書きで示された他、関税割当、SSG、途上国に対する特別かつ異なる取扱いに

ついて示された。国内支持については、貿易わい曲の国内支持全体、総合 AMS 及びデミニミスの削減率が括弧書きで示された他、品目別 AMS の上限、青の政策の規律強化について示された。輸出競争については、輸出補助金の撤廃までの枠組みが示された他、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する具体的な規律が示された。

その後、約1カ月のテキスト検討期間を経た後、議長テキストに基づいて同年9月から2008年1月にかけて事務レベルでの集中的・専門的議論が行われ、同年2月に議論の結果等を反映した改訂議長テキストが提示された。関税や国内支持の削減率、重要品目の数や取扱い等の主要な数字については、原案と同じ幅のある提案が維持され、今後の議論に決着が委ねられることとなったが、従来詳細な提案がなされていなかった途上国の関心事項等についても詳細な案が盛り込まれることとなった。

2月以降も改訂議長テキストに基づき、事務レベルでの集中的・専門的議論が再開されたが、輸出国を中心に、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けての機運が急速に高まり、同年7月には、モダリティ合意を目指した WTO 非公式閣僚会合が開催された。開催に先立ち、議論のたたき台となり得る第3次改訂議長テキストが発出され、閣僚会合においては、ラミー WTO 事務局長がモダリティ合意に向けた調停案を提示したものの、農業交渉における途上国向けの特別セーフガード措置（SSM）を巡る中国・インド等の一部の途上国と米国等先進国の対立により、交渉は決裂した。その後、同年9月に事務レベルでの協議が再開され、同年11月には、G20金融サミットや APEC の首脳声明において、年内モダリティ合意に向けた強いメッセージが盛り込まれた。

これにより、同年12月に再度閣僚会合を開催するとの機運が高まり、第4次改訂議長テキストが発出され、ラミー事務局長、交渉議長及び主要国を中心に閣僚会合の開催に向けて調整が行われたものの、NAMA 交渉の分野別関税撤廃のほか、SSM などの農業交渉における論点等を巡り、一部の途上国と先進国との溝が埋まらず、閣僚会合の開催は見送られた。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、シンガポール・イシューを中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の一般理事会で枠組み合意が成立し、個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続すること等が合意された。

2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトウイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

その後、2005年12月の香港閣僚会議では、関税削減方式については複数の係数のスイス方式とすること、分野別関税撤廃・調和については参加は非義務的なものとする、途上国への S&D と相互主義の軽減の重要性を確認すること等を内容として採択された閣僚宣言に基づきモダリティの確立に向け交渉が重ねられたが、2006年7月のG6による閣僚会合にて交渉の中断が決断された後、2007年1月に交渉が再開され、7月のNAMA 議長モダリティ・テキスト案に基づく議論を受け、2008年2月、5月及び7月に改訂議長テキスト案が発出された。

2008年7月の WTO 非公式閣僚会合の交渉決裂後、12月に第4次改訂議長テキストが発出され、モダリティの確立に向け交渉が重ねられている。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととされ、漁業補助金については補助金協定の附属書として検討されている。

漁業補助金については、過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金に限定した禁止を主張する我が国、韓国、台湾、EC、カナダ、一部の例外を除き原則禁止を主張する米国、豪州、NZ、ブラジル、アルゼンチン等、S&D を要求する途上国との間で対立している。2007年11月末に議長テキストが発出されたが、禁止の範囲が広すぎバランスを欠くもの。2007年12月から翌年5月まで5回にわたりテキストに関する交渉が行われ、5月末には「議長作業文書」、12月には今後の議論のための主要な論点を質問形式で記した「ロードマップ」が発出された。2009年2月、3月とロードマップに基づき議論が行われた。

2 OECD（経済協力開発機構）

OECD は、マーシャルプランの受入体制として1948年発足した OEEC（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2009年3月現在30ヶ国が加盟している。

（1）閣僚理事会

例年4～6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）では、OECD の主要活動内容が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、議論の内容は議長総括としてとりまとめられている。

第47回閣僚理事会は、2008年6月4日～5日にパリの OECD 本部で開催された。我が国からは若林農林水産大臣、甘利経済産業大臣、木村外務副大臣、木村内閣府副大臣が出席し、①世界経済情勢、②気候変動の経済、③多角的貿易体制、④政府系ファンド、⑤成長と繁栄のための主要な挑戦について討議が行われた。

上記議題5においては、主に食料価格高騰問題に関して議論が行われ、食料価格高騰に対応するため、農業分野への投資、援助の拡大、ドーハラウンドの重要性等が強調された。若林農林水産大臣からは、各国が自らの農業資源を最大限活用して生産を強化すべきであり、短期的には緊急食料支援、輸出規制の自粛、中期的には途上国の農業生産力強化のための技術支援・研究開発、食糧需給情報の収集及びその分析における国際的連携の必要性を主張し、OECD が専門的な知見や経験を生かし、農産物市場の構造的変化に対応した新たな農業政策の検討に取り組むことへの期待を表明した。

（2）農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き PSE 等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2008年版「OECD 農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2008年版「OECD 農業アウトルック」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論された。その影響を定量的に把握することを目的として開発された指標群が、「農業環境指標第4版（1990年以降の OECD 加盟国の農業に関する環境パフォーマンス）」としてとり

まとめられた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

3 北海道洞爺湖サミット

主要先進国（日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU）の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第34回 G8サミットが、2008年7月7日～9日まで北海道洞爺湖にて福田総理大臣の議長のもとに開催された。

食料安全保障について独立した声明文書が発出され、G8として世界の食料生産を促進し、農業投資を増加させる重要性を認識する旨合意した。また、中長期的取組として5年から10年でアフリカ諸国の主要食料生産を倍増することや、十分な食料備蓄のある国々が余剰分の一部を食料不足の国々のために使うよう呼びかけること、コミットメントの実施をモニターし、国連など他の関係者との協力のあり方の特定を行う機関として G8専門家グループを設置すること、G8農業大臣会合の開催を求めることが合意された。

貿易問題については、喫緊の課題として WTO ドーハ・ラウンド交渉妥結に向け取り組む決意が改めて表明され、全ての WTO 加盟国に対し実質的な貢献を行うよう呼びかける旨合意した。

アフリカ問題については、農業インフラ（かんがい等）、作物新品種（ネリカ米）及び人材の開発を通じた生産性向上などが非常に重要であるとの認識が共有された。

また、気候変動については、バイオ燃料の持続可能な生産と使用の重要性が強調され、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成するビジョンを国連気候変動枠組条約のすべての締約国と共有し、採択することを求めることで合意した。

4 UNCTAD（国連貿易開発会議）

UNCTAD（本部：ジュネーブ）は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は193カ国（2008年3月現在）である。

（1）総会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第12回総会が2008年4月20日～25日、ガーナのアクラにて開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで

中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国（LDC）問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択されてきた。

今次総会では、途上国支援や貿易について、取り組むべき方針を述べたアクラ宣言を発表。なお、当省関係では、食料価格高騰に対応した緊急食糧援助を実施する旨発表し、途上国を中心に各国から高く評価された。

（2）貿易開発理事会（TDB）

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討および各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第55回TDB会合（2008年9月）においては、「LDCのための行動計画進捗レビュー」、「アフリカにおける経済発展」などについて議論が行われた。

5 国際商品協定

（1）国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物の貿易等に関して情報交換等を行うこと及び開発途上国に対する一定量の食糧援助を確保することを目的として、国際穀物協定及び食糧援助規約で構成されている。

現在、「1995年の穀物貿易規約」及び「1999年の食糧援助規約」が適用されており、その内、食糧援助規約についてはその有効期間は2010年6月30日までとなっている。

（2）国際コーヒー協定

国際コーヒー協定は、コーヒー市場の安定を図ることを主な目的として1963年に発効し、加盟輸出国への輸出割当により需給調整が行われてきたが、1989年7月に経済条項を停止した。

これ以降、協定の内容は、統計の整備、情報交換が中心となり、1994年協定を経て、現行の「2001年の国際コーヒー協定」に至っている。

2001年協定の有効期間は2007年9月末となっていたため、同年1月より新協定の協議が続けられ、9月に「2007年の国際コーヒー協定」が合意されたが、同協定の効力発生要件が満たされていないことから、2008年9月末において、引き続き2001年協定の1年間延長が決議された。

（3）国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保

することを目的として、1985年4月に発効した。我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO（International Tropical Timber Organization）本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」の発効以降2度の延長を経て、1997年1月に「1994年の国際熱帯木材協定」が発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記され、その後、同協定は2度延長された。

また、2004年7月から同協定の改定交渉が開始され、2006年1月に「2006年の国際熱帯木材協定」が合意されたっており、現在はその発効に向けて、各国が締結手続きを実施している段階である。（我が国は2007年8月に締結完了）

6 EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の交渉に当たっては、2004年6月に策定した「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉における農林水産物の取扱いについての基本的方針」に沿って、交渉相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、関税撤廃が困難なものについて例外品目及び経過期間を設定するという形で、品目別の柔軟性の確保を図った。

また、2008年4月に策定した「21世紀新農政2008」に基づき、「多様な農業の共存」を基本理念として、国内農業への影響を踏まえ、「守るべきもの」は「守る」との方針の下、食料安全保障や国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、日本として最大限の利益を得られるよう取り組んだ。

（1）シンガポール

2007年9月に改正議定書が発効した。

（2）メキシコ

2005年4月に協定が発効した。

（3）マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

（4）チリ

2007年9月に協定が発効した。

（5）タイ

2007年4月に両国首脳により署名が行われ、同年11月に協定が発効した。

（6）ブルネイ

2007年6月に署名が行われ、2008年7月に協定が発効した。

(7) インドネシア

2007年8月に署名が行われ、2008年7月に協定が発効した。

(8) フィリピン

2006年9月に署名が行われ、2008年12月に協定が発効した。

(9) ASEAN（東南アジア諸国連合）全体

2008年4月に署名が完了し、同年12月に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシアとの間で協定が発効した。

(10) ベトナム

2008年9月に大筋合意し、同年12月に署名が行われた。

(11) スイス

2008年9月に大筋合意し、2009年2月に署名が行われた。

(12) 韓国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月に交渉が中断。2008年6月、同年12月に「日韓経済連携協定締結交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催。

(13) GCC（湾岸協力理事会）

2006年9月に交渉を開始し、2008年3月までに2回の会合が行われた。

(14) インド

2007年1月に交渉を開始し、2009年3月までに11回の会合が行われた。

(15) 豪州

2007年4月に交渉を開始し、2009年3月までに8回の会合が行われた。

7 APEC（アジア・太平洋経済協力）

APEC（アジア・太平洋経済協力）は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」の3つを柱として活動が行われている。

2008年のAPECでは、WTO交渉、地域経済統合、食料安全保障等が議論された。WTOに関しては、ドーハ・ラウンドの早期妥結への支持が表明された。地域経済統合については、長期的な展望として、あり得べきアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の展望及び選択肢の検証等を行った。食料安全保障については、食料価格の乱高下を受け、APECにおける食料安全保障に関する取組の強化を図るため、作業計画を作成した。

8 ASEAN 関連

ASEAN + 3（日、中、韓）をメンバーとする経済連携協定については、2007年1月のASEAN + 3首脳会議において、各分野ごとに更なる詳細な研究（フェイズⅡ）の開始が提案され、各国からの支持が得られた。同年5月に研究が開始され、2009年3月までに4回の会合が行われた。

また、2007年1月、ASEAN + 3首脳会議と併せてASEAN + 6（日、中、韓、豪、NZ、印）をメンバーとする東アジア首脳会議が開催され、安倍総理から、16ヶ国の専門家による経済連携に関する民間研究の開始が提案され、参加国より支持が得られた。同年6月に研究が開始され、2008年6月までに6回の会合が行われた。2008年8月の東アジア経済大臣会合において検討を深化させた研究（フェイズⅡ）の実施に合意され、2009年3月までに2回の会合が行われた。

ASEAN + 3の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2008年10月には第8回農林大臣会合がハノイで開催され、我が方からは、農業生産強化の重要性、多様な農業の共存の重要性、東アジア緊急米備蓄パイロットプロジェクト等の協力活動への支援継続、持続可能な森林経営の推進、東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業等について説明し、支持を得た。

9 成長のための日米経済パートナーシップ

(1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探索すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）の立上げが合意された。

(2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の6つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域間及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の4つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策その他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、提起する問題への迅速な対応を促すための「早期警戒」メカニズムとしての役割を果たす。

(3) 当省関係会合の開催状況（規制改革及び競争政策イニシアティブ）

2007年10月に交換された7年目の要望書を踏まえ、数次の作業部会を行ったうえで、2008年7月、日米首脳会談にあわせて両首脳間で報告書が交換された。当省関連では、米側の植物特許、有機農産物の同等性審査、日本産温州みかんの輸出検疫条件の緩和及びバイオテロ法について、日本側の有機農産物、植物防疫、動物性食品、栄養補助食品の輸入関税及び共済に関する取組みについて言及された。

2008年10月、8年目の対話に向け要望書が交換され、当省関連では、日本側から植物特許、日本産温州みかんの輸出検疫条件の緩和、有機農産物の同等性審査について、米側から有機農産物、植物防疫、栄養補助食品の関税及び共済について問題が提起された。これを受け、2008年12月に第1回作業部会（東京）が開催され、双方の要望について議論した。

10 その他の二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。

表2 主な二国間会議

国・地域名	会 談 名	期 間	場 所
中 国	日中経済パートナーシップ協議	08.10.26-27	上 海
	日中農業担当省事務次官級定期対話	09.02.09	北 京
韓 国	日韓ハイレベル経済協議	08.10.01-02	ソ ウ ル
米 国	日米次官級経済対話	08.11.12	ワシントンDC
E U	日 EU 定期首脳協議	08.04.23	東 京
	日 EU 規制改革対話	08.12.11-12	東 京
カナダ	日加次官級経済協議（JEC）	08.12.04	バンクーバー
ニュージーランド	日 NZ 高級事務レベル経済協議	09.03.03	東 京
イ ン ド	日印経済戦略会議	08.07.24	東 京

第3節 国 際 協 力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力にあたっては、我が国及び世界の食料安全保障の確保、地球環境問題等への対応、国際農業交渉等における我が国主張への理解の促進を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託する事業（予算額443百万円）を実施した。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等へ助成を行う事業（予算額2,088百万円）を実施した。

2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、モンゴルとそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

農林水産関係研修員の平成20年度新規受入れ実績は5,436名であった。地域別にみると、アジア4,025人、中近東385人、アフリカ526人、中南米275人、太平洋・欧州225人となっている。

(2) 専門家等の海外派遣

平成20年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて956名であった。地域別にみると、アジア551人、中近東59人、

アフリカ170人、中南米130人、大洋州・欧州・その他46人となっている。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ631名が派遣された。

(3) 技術協力プロジェクト

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせで実施する技術協力プロジェクトのうち、当省が支援した案件は平成20年度において109件であった。地域別にみると、アジア58件、中近東7件、アフリカ22件、中南米16件、大洋州・欧州6件となっている。

以上のほか、平成20年度において技術協力プロジェクトのための詳細計画策定調査を行ったもののうち、当省が支援した案件は13件ある。

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業は、平成20年度において30件であった。地域別にみると、アジア9件、中近東3件、アフリカ13件、中南米5件となっている。

(5) 技術協力専門家養成研修

我が国の農林水産業協力を効率的に実施するためには、協力に関する幅広い知識を備え、かつ十分な語学力を有する農業技術者を組織的・計画的に専門家を養成することが必要である。このため、当省実施の研修及びJICA実施の専門家養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 農林水産省実施の研修

農林水産省の職員を対象に、農業開発協力事業に従事しうる幅広い資質を備える農林水産業技術者の養成を組織的・計画的に行う必要性から研修を実施。（平成20年度の研修実績：7名受講）

イ JICA 実施の研修

JICA 国際協力総合研修所が実施する研修で、能力強化研修として、特定の分野や課題について国際協力の現場で必要となる知識やスキルの向上を目的とした短期研修や政策研究大学院大学修士課程に開設している「国際開発プログラム」に入学（長期研修）し、専門能力を高める。

(6) 海外技術交流事業

ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

平成20年度には、日本側から「ロシアにおける家

禽及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザへの対応」のテーマで派遣、ロシア側から「キウイフルーツ及び茶の選抜と栽培に関する調査」、「野菜のバイオテク育種に関する調査」のテーマで受入れを行った。平成20年度までに56チームを派遣し、61チームを受け入れた。

イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。

平成20年7月には第27回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

平成20年度には日本側から「育成者権付与のための植物新品種の審査に関する協力」「四川省災害の復旧支援（山地災害支援）」及び「中国の主要作物生産地における農地管理に関する現状調査」の考察団を派遣し、中国側から「日本における施肥のための土壌測定・配合業務」及び「日本における大豆生産と加工技術の考察」の考察団を受け入れた。平成20年度までに102チームを派遣し、111チームを受け入れた。

ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

平成20年度には東京において第41次委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「気候変動に対応するための日韓協力」等について討議した。

エ 日モ技術的対話

モンゴルの農牧業の課題について情報交換等を行うことを目的に、平成18年11月に東京において局長級の第1回対話が開催された。

平成20年度は、平成21年3月に第3回対話が東京で開催され、両国における農業分野の開発と政策や

経済危機の影響、家畜改良技術、農業・畜産分野の協力等について意見交換・情報交換を行った。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

（1）一般無償資金協力等

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な資金を供与する無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額（当初、KR 及び2KR 除く）は、平成18年度は1,509億円、平成19年度は1,452億円、平成20年度は1,417億円と厳しい財政状況である。

このうち、農林関係では平成20年度において8件計27億円、水産関係では7件計47億円、農林水産関係合計15件計74億円が供与された。

（2）食糧援助（KR）

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATT のケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR 援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999（平成11）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、平成20年度の我が国の供与実績は22か国及び21難民／被災民等に対し、総額約269億円を供与した。

（3）貧困農民支援（2KR：旧食糧増産援助）

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。

また、平成17年度より、「貧困農民支援」に名称変更しつつ、裨益対象を貧困農民、小農とすることを一層明確化し、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指していくこととなった。

なお、本援助はKR 援助と対比して「2KR 援助」とも呼ばれることがある。

平成20年度の供与実績は計15件、総額59億円である。

（4）円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

平成20年度に実施された円借款政府調査等に関し、

農林水産関連案件への助言を行った。

平成20年度の農林水産関連案件は計2件、166億円である。

（5）国際協力事業団開発協力事業（投融資）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団（現 JICA）を通じて資金援助等を行ってきた。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたことから、現在は残事業として債権の回収のみ行っている。

4 多 国 間 協 力

（1）国連食糧農業機関（FAO）

ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約1,000名（国際職員、2009年3月現在）の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、192か国及び欧州共同体である。

FAO は、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的とし、主に、①食料、農林水産業及び栄養に関する情報の収集、分析、公表、②政策策定のための中立的な討議の場の提供、③加盟国政府への助言、④技術援助プロジェクトを通じた開発援助、の4事業を行っている。

イ 世界の食料安全保障に関する FAO ハイレベル会合

FAO ハイレベル会合は2008年6月にFAO 本部（ローマ）で開催され、世界の食料安全保障に関する各国政府代表による演説が行われたほか、食料生産の強化や農業投資の拡大、資源の持続的利用及び全ての人々の食料確保に向けた議論がなされた。

ウ ミレニアム開発目標と世界食料サミットの目標

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。2002年6月にFAO 本部で世界食料サミット5年後会合が開催され、「世界の食料安全保障の確立に向けた各

国の取組の強化を求める」宣言が採択された。また、国連は、2000年にミレニアム開発目標(MDG)を掲げた。その中のMDG1は、世界の飢餓と栄養不足人口率を半減させることを目標としている。これは、FAOの果たす主要な任務であり、世界食料サミットの目標達成は、同時にMDG1の達成に大きく貢献するものである。

エ その他

FAOに専門家として8名、準専門家として5名の職員を派遣中である。(2009年3月現在)

また、FAOへの分担金として、外務省から約1億5,700万ドル(2007及び2008年の2年分)を、農林水産省からの任意拠出金として約510万ドル(2008年度)を拠出している。

(2) 世界食糧計画(WFP)

世界食糧計画(WFP)は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及びFAOの共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途上国に穀物、植物油等を援助している。

我が国は平成20年度において、WFPに対して通常拠出456万ドル(現金353.7万ドル、現物分(米及び水産缶詰)102.7万ドル)、国際緊急食糧リザーブ180万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助(106.0億円)を行った。

(3) 国際農業研究協議グループ(CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画(UNDP)が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国(機関)のグループで、事務局を世銀内に置いている。メンバーは47か国の他、国際機関、民間財団である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所(IRRI、フィリピン)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT、メキシコ)、国際水管理研究所(IWMI、スリランカ)等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2008年度はCGIAR事務局及び本グループ傘下の15研究所等に対し12.7億円(外務省計上)の拠出を行ったほか、農林水産省からはIRRI、CIMMYT、IWMIに拠出を行った。

(4) アジア生産性機構(APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議に

おいて設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている(加盟国19か国・地域)。農林水産省は農業分野において、LDC国の生産性向上活動の能力強化支援及びセミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力(平成20年度 32,045千円)を行っている。

(5) 国際協同組合同盟(ICA)

国際協同組合同盟(ICA)は、1895年にロンドンにて設立され、現在はジュネーブに本部を持つ協同組合の国際機関であり、世界各国の農林漁業者、消費者、労働者、信用・保険等の協同組合の全国組織が加盟(2009年3月現在の加盟数:87か国の223組織)。全世界において、自立した協同組合の発展・強化の推進を主目的として、協同組合教育の推進や開発途上国の協同組合振興等の活動が実施されている。

我が国は、開発途上国の農林水産業の発展を推進するため、ICAが実施するアジア諸国の農・漁協の指導者育成及び農産物等の販売力強化のための研修事業に対し拠出を行った(平成20年度予算 107,155千円)。

(6) その他

以上のほか、我が国は、国際熱帯木材機関(ITTO)、植物新品種保護国際同盟(UPOV)、メコン河委員会(MRC)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)、国際獣疫事務局(OIE)、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、北太平洋海洋科学機関(PICES)、経済協力開発機構(OECD)に対して資金拠出等の協力を行っている。

第4節 情報の受発信

1 海外農業情報

諸外国の農林水産業の概要、農林水産物貿易の概要や農業政策等の情報を収集・分析し、これら最新の情報をインターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

2 我が国の農産物貿易

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況を取りまとめ、

インターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

3 海 外 広 報

我が国の農林水産施策の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」の発行、外国政府等からの訪問者に対する我が国の農林水産業政策の説明等を行った。